

○議長（井上光三君）

休憩を解いて再開します。

続いて、通告12番 5番望月眞君の一般質問を行います。

○5番議員（望月眞君）

5番議員、望月眞です。通告に従いまして3つの大きな質問をさせていただきます。

まず、最初の質問事項になります。富士川右岸の防災整備についての質問です。

5月21日の通勤通学時間帯には、富士川町内においても大雨が降りました。この雨の影響で戸川は濁流化していました。富士川病院前の信号付近は、側溝から水が溢れ、湖のようになっていました。桜新町町内の町道も水が溢れ、小さな川が流れているようでした。元々富士川病院付近は扇状地の末端部分にあたり、上部地域の水の終末地域となり、地下には伏流水が流れている状況がありました。大変、水がつきやすい地域です。私は、ちょうどその日に山梨大学地域防災マネジメント研究センター所長、鈴木猛康教授から富士川右岸の水害および防災対策について、レクチャーを受けることになっていたもので、周辺の様子を写真やビデオに撮っておきました。鈴木先生に見てもらうと、「道が白く濁って光ってますね。もう少し雨が降り続いていたら危険な状況になっていたかもしれませんね。」というお話でした。改めて、内水対策の必要性を痛感したところです。

そこで、質問します。青柳排水機場等の管理、操作体制については、前の議会で青柳議員の質問への答弁で理解しました。また、富士川町地域防災計画でも触れられています。新田排水機場の管理、操作については、この防災計画でも触れられていません。国土交通省の管轄になっているため触れられていないのではないかと考えています。

新田排水機場の管理、操作体制について伺います。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまの質問にお答えします。

新田救急排水機場につきましては、鯉沢新田地内を流れる準用河川新田川の内水対策のため国土交通省において、平成6年に完成し、富士川上流出張所で維持管理を行っており、これまで、平成22年度及び平成24年度に、主ポンプのオーバーホールを実施していただいたところでございます。

排水機場のポンプなどの年間保守点検につきましては、6月から10月までの洪水時期には毎月1回、それ以外の11月から5月までは、2か月に1回の定期点検を行っていただいております。

また、操作体制につきましては、国の職員及び委託業者により操作をしており、ポンプの稼働手順については、機場での水位や流入する新田川の水位、また、放流先の富士川の清水端の水位計を確認しながら、内水排除に努めていただいているところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。

新田排水機場については、国交省の管理で緊急時の処理能力に支障はないということがわ

かりました。青柳地域については、東川の拡幅工事で排水処理能力が高くなっていますが、  
鯉沢北区地域内の排水路の処理能力は十分なのでしょうか伺います。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまの質問にお答えいたします。

鯉沢新田地内を流れる河川新田川に流入する量や水路については処理能力は十分であると考  
えております。なお、想定外の、先ほども議員さんがおっしゃられましたゲリラ豪雨等に対しまし  
ては、一時的に呑み込めない現象が発生する恐れがあると考えておりますが、こうしたことから  
道路側溝や水路については、豪雨の際、処理能力が確保できるよう道路上の土砂などは定期  
的に撤去するなど、日常の維持管理に努めて参りたいと考えております。以上でございます。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

排水路の掃除を地域でもしなきゃいけないかなというふうに思いますが、地域の住民が処  
できるような体制になっていませんので、今後ぜひとも点検等をお願いしたいと思いを  
ます。

2番目の質問に移ります。

富士川町土砂災害洪水ハザードマップと、これですね。富士川右岸は、小林区から鯉沢南区  
まで浸水想定区域に指定され、2000年に一度の想定最大規模の洪水が発生すれば、2階屋  
根以上が浸水することが想定され、早期避難が必要な区域になってきます。また、鯉沢北区の  
国道52号沿いや、鯉沢中区や鯉沢南区は、家屋崩壊、氾濫想定区域に指定されて、氾濫流に  
より木造家屋が倒壊するなどの被害が想定されています。更に、河岸浸食により、河岸浸食に  
より、家屋が倒壊する恐れがある区域となっています。

鯉沢北区は、大規模地震発生あるいは洪水時の緊急避難マニュアルを作成しました。洪水避  
難マニュアルでは、状況に応じては、垂直避難、2階に避難したり、公営住宅住民は上階に避  
難すること、富士川病院の2階に緊急避難することの提示しましたが、鈴木先生からは、それ  
では不十分だと指摘されました。堤防を乗り越えたり決壊したりする洪水は、土石流化して家  
屋を破壊、崩壊したり押し流す勢いがある。命を守るためには、早期に避難することが何より  
も必要であり、どのタイミングで的確な避難情報を出すかが一番大切である。避難情報に対  
する地域住民のコンセンサスを形成していく必要があると指摘されました。以上のことを踏ま  
えての質問です。大雨洪水に対する防災情報を、避難情報について、政府は5段階レベル分けす  
る指針を公表し、6月29日より運用開始となりました。自治体には、的確な避難情報を出す  
ように促しています。大雨洪水警報レベルでは、高齢者などの避難、避難準備にあたる警戒レ  
ベル3の発令がポイントになると思います。また、本町では大雨警戒レベル4以上に当たる「避  
難勧告」「避難指示」等の情報発信体制をどのように確立していくのかを伺います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。

町では、災害の発生する恐れがある場合、災害警戒本部を、災害が発生した場合には災害

対策本部を役場本庁舎内に設置することとしております。

災害警戒本部は、常時、河川の水位をデータや目視で確認すると共に、台風の進路、接近する時間帯など、様々な気象情報を収集し本部長、町長であります、に報告する体制となっております。

また、住民への避難情報の発信は、収集した気象情報等を基に本部長が判断し、警戒レベル3となる「避難準備等・高齢者避難開始」、警戒レベル4となる「避難勧告」「避難指示」を発令している状況であります。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

先ほども申しましたように、どのタイミングで的確な情報を出すかっていうことが非常に大切なことになると思います。併せてですね、大雨洪水警戒レベル4以上の発令により、発令区域にあたる住民は、再質問です。すべて避難をすることになりますが、地域住民のコンセンサスを得ておく必要があります。また、近助、共助の避難体制の確立が必要となります。大雨洪水警戒レベルへの対応について、どのように啓発活動をしていくのかを伺います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君

○防災交通課長（長澤康君）

ご質問にお答えいたします。

5月29日から5段階警戒レベルの運用が始まっており、すでに出水期を迎えていることから、今月発行の町広報とともに内閣府省の作成したチラシを全戸配布するとともに、ホームページに掲載し周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

この警報に対するコンセンサス、警報が出たら何をおいても逃げるんだと、というような住民意識を高めることが、私は必要ではないかというふうに思っています。

それで、再質問です。町で行う防災訓練に合わせて、大雨洪水警報、例えばレベル3の状況では、高齢者やあるいは要支援者の避難準備、対応も必要になってくると思います。レベル4になると、当然今度は避難をするという段階に入ってくると思いますが、こういったレベル3、レベル4の発令を想定して避難訓練をして、意識を高めるというようにしたらよいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。

町におきまして総合防災訓練を地震を対象としておりますけども、今後、ゲリラ豪雨等の発生が多くなってまいりますので、洪水に対する防災訓練も考えていきたいと考えております。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

新たな警戒レベルの提示により、やはり町民ひとりひとりの理解とコンセンサスを得ていくように努力していききたいと思います。

3番目の質問に入ります。富士川いきいきスポーツ公園付近は、護岸整備がなされたので洪水への対応力が増したと理解しております。一方、富士川ふれあいスポーツ公園は、富士川の河川敷内にあり戸川の水量が増すと、ふれあいスポーツ公園から占用農地へと流れ込むようになり、これまでも何回も浸水しています。富士川ふれあいスポーツ公園付近の、更なる護岸整備や治水対策も必要だと思いましたが、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまの質問にお答えします。

富士川ふれあいスポーツ公園につきましては、禹の瀬の河道整正事業の完成により、富士川の高水敷を利用して、河川占用許可を受け、平成4年7月から、スポーツ広場、テニスコートなどとして、利用していただいているところでございます。

高水敷とは、複断面の形をした河川で、常に水が流れる低水路より、一段高い部分の敷地であり、平常時には、グラウンドや公園など様々な形で利用することが出来ますが、大きな洪水の時には、水に浸かってしまう敷地でございます。

占用している富士川ふれあいスポーツ公園は、平成23年、台風15号、及び平成29年台風21号により、21号に伴う増水による、浸水はあったものの、公園付近の高水敷については、洗掘など、特に見受けられなかったことを確認しているところであります。

富士川ふれあいスポーツ公園付近の護岸につきましては、高水敷が広く安定しており、高水敷本体が、治水対策の役割も果たしていることから、堤体本体が破堤することは、無いものと考えております。

なお、戸川と富士川の合流地点付近については、戸川改修の際、高水敷法面に、じゃかご、階段護岸を設置し、補強工事が実施されているところであります。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問いたします。

端的に言えば、富士川いきいきスポーツ公園から富士橋下付近までは、いざという場合の貯水機能も果たしているというような、貯水機能の役割も果たしているということについては理解も出来ます。ただ、戸川の河口付近からは、富士川いきいきスポーツ公園まで、草木が生い茂げり、状況においては戸川に逆流することも危惧されます。戸川、旭橋付近は「切れ戸」とも呼ばれ過去に何回か氾濫した歴史もあります。戸川については、一昨年度、関係区及び町の上部により県の方へ河川整備もしていただきましたが、国道52号架橋から富士川までは国交省の管轄になっていて、十分な河川整備がなされておられません。それで、国土交通省の方に更に河川整備を働きかけてほしいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

土木整備課長 志村正史君

○土木整備課長（志村正史君）

ただいまのご質問にお答えします。

富士川と戸川の合流地点につきましては、先ほど議員さんがおっしゃいましたとおり、甲西道路から下流につきましては、国土交通省の管理となっております。ただ、議員さんのご指摘のとおり、草木が繁茂している箇所も見受けられますので、管理について国土交通省富士川上流出張所でありますので、富士川上流出張所に伐採など要望してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

どうか、強力に働きかけていただきたいと思います。

私は、富士川町地域防災計画を通読しましたが、大綱的な防災計画となっております、この防災計画に基き、各地域で地域の必要に応じた地域防災計画の作成や、見直しが大切だと考えております。

次の質問に移ります。2番目の質問になります。

新庁舎建設に向けての基本設計業務の進ちよく状況についての質問です。まず最初の質問です。プロポーザル方式により、新庁舎建設設計業者が確定し、基本設計業務が行われていることと思いますが、現時点での、基本設計業務の進ちよく状況について伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

新庁舎建設基本設計業務委託につきましては、本年3月27日に契約を締結し、繰越明許事業といたしまして、12月27日を履行期限としております。

委託内容といたしましては、意匠・構造・電気設備・機械設備・外構の基本設計業務等であり、最終的には、建物の配置を含めた基本設計図書と、概算工事費算定書などの作成を行うこととなっております。

現在は、業務スケジュールに沿って、委託業者との打合せを重ねる中で、各部屋の配置や、執務室内の机、書類ロッカー、OA機器類等の配置計画の検討を行っているところであります。

以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。

現在の状況については、了解いたしました。理解いたしました。

令和元年度富士川町一般会計補正予算案は、新庁舎整備土質調査事業費が計上されていますが、この調査内容について伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

今回、計上いたしましたのは、現在進めている建設基本設計や、今後の建築、施工を行うにあたり、計画している建設予定地敷地内の、より精度の高い土質調査が必要が生じたことから、当初2カ所を、さらに2カ所追加する土質調査業務にかかる経費を計上したものでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。

建設候補予定地の4カ所の土質調査を行う、具体的に言えばボーリング調査等を実施することになると思いますが、調査対象となる4カ所は既に確定しているのでしょうか。伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

4カ所につきましては、具体的な場所は現在決定はしてございません。現在進めています基本設計業務の請負業者とその場所について調整をしているところでございます。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問です。現在、ボーリング箇所場所選定についても業者と検討しているというふうを受け止めましたが、ボーリング調査の結果も当然基本設計業務の資料になると思います。

新庁舎建設経費の削減を図るためには、新庁舎が完成するまでは現庁舎を活用していくことが望まれます。また、新庁舎建設用地の場所によっては、新庁舎の形態も変わってくる予想されます。新庁舎建築用地についても、検討しながら基本設計業務が進められていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

先ほどの、進ちょく状況の答弁のとおりで、現在、各部屋の配置や執務室内の配置計画の検討を行いながら、建物の基本的な事項を決めていく基本設計を行っているところであり、建物の大きさや、土地利用、配置計画についても検討しながら現在進めているところであります。

以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問になります。

隣接する用地確保に向けての交渉も進められていると思いますが、交渉に向けて、土地や家屋等、不動産の鑑定作業は終えているのかについて伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

既に終了しております。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。

用地交渉の状況については、交渉事情ですので詳細についての質問は避けます。交渉にあたり、地権者の居住権や定住権に配慮して、理解と協力が得られるようにしていねいに進めてほしいと思います。一部で、賠償価格について3億円という金額もとりざさされていますが、賠償価格提示の基準的根拠について伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

土地につきましては、不動産鑑定により算定いたしまして、建物や工作物などの補償につきましては、国の示す公共補償基準により算定しております。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問です。当然、基準価格に基いて交渉が進められるというふうに理解していいかと思えます。新庁舎建設に伴い、現庁舎と駐車場の間の町道最勝寺9号線の活用についても、検討課題になると思います。当該町道は、ガソリンスタンド前交差点近く、県道平林青柳線とのT字路交差点になっています。この付近は、サンマルシェの開店以降は、交通量も多く、南側から北進してくる車はなかなか県道に入れず、危険な状況にあります。また、増穂小学校の通学路もあり、T字路交差点内で事故が発生すれば、子どもたちの危険が及ぶことも危惧されます。

町道最勝寺9号線については廃止をするというのではなく、安全性を考慮したり、現町道の利用者の利便性にも配慮して、新庁舎建設に伴う区画整理で町道の付け替えをするとよいと思いますが、町道最勝寺9号線の活用等の区画整理も基本設計業務の検討事項になっているのか伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

建物の大きさや、土地利用、配置計画の中で、敷地周辺の一体的に検討していることから、町道用地につきましても、その中で検討しているところがございます。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

多角的な検討を進めていただきたいと思います。次項の質問に入ります。

先ほどの、堀内議員の質問と重なるところもありますが、確認の意味で質問いたします。

新庁舎建設に向けての基本設計の完了時期は12月末になるとの答弁でした。基本設計が完了して、実施設計に至るまでには、基本設計を基にして検討を見直していくことが課題となっています。既に議会全員協議会では、執務環境調査結果を受けて、議場のあり方等を検討しています。議場については多目的に活用することができるように、フラットで可動可能な議場にしていくこと。委員会室は1つにして庁内の他の会議室との併用をしていくこと、更衣室は設けないこと等を検討しています。

新庁舎建設について、町民のコンセンサスを得ていくためにも、検討、見直しの機会を持つことが大切です。そこで、質問します。実施設計に至るまでに、多方面から検討する機会をどのように設定するのかについて伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

現在、「新庁舎建設実施設計」の基礎となる「基本設計業務」を進めており、これまで、本業務の進捗に合わせて、実際に実務を行う職員からなる、作業部会において、きめ細かな検討を重ねてきております。

こうした経過を踏まえ、今後は、庁舎に関係する各種団体の代表や、公募する住民による、「新庁舎建設町民懇話会」を開催し、新庁舎に取り入れるべき機能など、幅広い分野のご意見を伺う機会を設定したいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問です。先ほどの堀内議員の質問の答弁でもありましたが、新庁舎建設検討懇話会を開催して検討していきたいというのが大きな流れになっているようですが、この懇話会の構成メンバーについて、議会からも2人というようにお話もありましたが、具体的にどのようなメンバーを予定しているのかについて伺います。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

ご質問にお答えいたします。

懇話会につきましては、懇話会の設置要綱を定める中で、町議会から2人、各種関係団体の代表者11人、公募町民4人、そして、その他必要と認められた者5人ということで、合計で22人を予定してございます。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。この中で、一般公募者は何名くらいを予定していますか。

○議長（井上光三君）

今、回答いたしましたけれども。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

4名でよろしいでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

4名でございます。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

はい。新庁舎基本構想検討委員会では、確か、一般公募者2名だと記憶していますが、4名に増やしたということになると思いますが、これはですね、一般公募者が5名上になった場合、その選定についてはどのようにしていきますか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

一般公募の町民につきましては、応募用紙にございます書類を選考する中で、決定していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問お願いします。私は、一般公募者はできるだけ増やしたほうがいいのかというようなことを考えておりますが、いかがでしょうか。これは個人的な意見というようなことで。

再質問に移ります。検討の要旨は、縮小したり削減したりすることだけが目的ではないと思います。大災害の際には、防災本部の機能も持つ新庁舎は、大規模地震等にも支障なく業務遂行ができる構造や執務環境になっているかどうか、甲府市役所も建ててすぐに窓ガラスが落ちたというようなことがありますが、プロが造ることだから間違いはないと思いますが、建設経過、形態に欠陥はないのか、あるいは町の玄関としてエントランスは適当なのか、新たな情報設備、IT関連設備は十分、体制は十分なのか等々も検討内容になると思います。必要なところは、しっかりと造る、もちろん無駄を省いて、建設経費の削減を図ることは大切です。そういった意味で、より多くの人たちに、基本設計を提示して参考意見や、専門的な意見を聞くことも大事だと思います。役場庁内や教育文化会館内等に基本設計を提示して、広く参考意見を寄せてもらうようなことも、考えたらいいと思うのですがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

管財課長 樋口一也君

○管財課長（樋口一也君）

町といたしましては、住民説明会を開催するという形で考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

住民説明会も必要だと思いますが、そういった広く意見を伺う、いろんな機会を検討していただけたらというふうに思います。新庁舎の建設に反対している町民はほとんどいないと思います。最小の経費で、最大の効果を生み出す新庁舎建設が推進されることを望んで次の質問に移ります。

3番目の質問事項になります。子どもたちの見守り活動と、あいさつ運動の推進について伺います。5月8日、滋賀県大津市で保育園児が巻き込まれる大事故が発生しました。実は、新学期に入った時に、鵜沢北区内においても、あわや大惨事となる事故が発生する直前でした。直前という言い方、発生するような事態でした。富士川病院前、点滅信号を歩行者信号青にして、横断歩道を渡ろうとした小学生通学班の列に、赤信号を無視した車が、あわや飛び込む寸前でした。子どもたちの危機能力があったので、車が通過するまで待機していたので大惨事には至らなかったのですが、もしかしたら大変なことになっていたんじゃないかなと思っております。ラウンドアバウト交差点から国道までの町道北新1号線は、通勤車両や病院へ入ろうとする車両で通学時間帯は結構交通量が多い状況があります。また、子どもたちの待機場所は、町営住宅サンコーポラスの生垣で通行車両の運転手からは、見えにくい状況にあります。大変危険なので、鵜沢小学校の校長先生に通学路を変更するように進言しました。校長先生は、何日か該当箇所立ち、状況を観察したところ、信号無視の車両が多く、危険性を感じたとのことでした。

保護者の理解を得て、現在は、サンコーポラスの駐車場うしろから歩道を通ってラウンドアバウト交差点に出る通学路を変更しています。交通事故はさまざまな要因が重なって発生しています。子どもたちを交通事故から守る取り組みの必要性を改めて感じています。一方、不審者や声かけ事案も絶えることがありません。つい最近も、鵜沢旭橋付近で不審車両が女子児童に付きまとう事案も発生しています。

5月28日には、川崎市登戸で通学バスを待つ子どもたちが暴漢に襲われ、小学4年生女子と保護者1名が尊い命を奪われました。何の罪もなく関わりのない子どもたちが犠牲になる痛ましい事案が、続くことに恐怖さを感じます。このような事故や事案は私たちの周りですごく起こるかわかりません。子どもたちの見守り活動の推進の必要性を痛感しています。このような状況を踏まえ質問いたします。

行政として子どもたちの安全を守るための、見守り活動の更なる推進をどのように図っていくかについて伺います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまの質問にお答えいたします。

子どもたちの安全を守るため、学校におきましては、スクールガードリーダーを活用して、児童の登下校時の見守りや学校周辺のパトロールなどを定期的に行っております。

また、通学路に関しまして、児童生徒が安全に歩くことができる道路を選定するなどの対策を行っております。

町におきましては、通学路へのグリーンベルトの設置や、青色灯パトロールカーによる

防犯巡視、防災行政無線による下校時の見守り放送などを実施しております。

こうした中、子どもたちへの見守り活動を更に推進するためには、町内全体の協力が不可欠であることから、区長会などを通じ、地域の方へ見守り活動を依頼して参りたいと考えております。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問です。こういった事例が発生する、その時はいろんな対策等が考えられますが、望むとすれば何とかで、時間が経つにつれてそういった見守り体制が薄れていくってような現状があります。私たち、桜新町3名の高齢者は「桜新町通学路見守り隊」と勝手に命名して、通学路に立ち、子どもたちの交通安全指導等見守り安全活動をしています。最初に報告した事例は、メンバーの1人が朝の見守り活動時に気が付き進言した事例です。地域での抑止力向上を図り、事故防止、危険回避に取り組み、子どもたちの安全を確保していくためには、より多くの人たちに見守り活動に関わってもらうことが必要だと思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えします。

子どもたちの安全を守るため、多くの方々に見守り活動に関わっていただくことは、小さなことまで目が行き届き非常に有効であると考えております。そのため、現在行っています児童の下校時の放送に合わせまして、多くの方々が見守り活動に関わっていただけるよう、犬の散歩をしながら見守る、ウォーキングをしながら見守る、農作業をしながら見守るなどの、ながら見守り活動について提案してまいりたいと考えております。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問をお願いします。より多くの人たちに、子どもたちの見守り活動に参加してもらうためのひとつの手立てとして、これは例えば例ですが、かつて不審者の事件が相次いだ時に、鰯沢に住んでいる先生たちが会費を払ってこういったベストをですね、各学校に配布して見守り活動を協力してもらったということがありました。富士川町子ども見守り隊等のロゴの入ったユニフォーム、ジャンパー、ベスト、なんでもいいです。腕章、襷、帽子等を作成してボランティアや各区の育成会役員等に、協力者に配布して参加や活動協力を呼び掛けるようにしたらよいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君

○防災交通課長（長澤康君）

お答えいたします。

ユニフォームやジャンパーなどの子どもの見守り用の用品につきましては、見守りを行っているPRや見守りを行っていただける方々の防犯意識の向上には有効だと考えております。今後、ながら見守り活動を提案するなかで、そのようなものについても提案してまいりたいと考

えております。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

ぜひ、強力に押し進めていただきたいと思います。

次に2番目の質問に移ります。

現在、富士川町では交通指導員1名とスクールガードリーダー1名を配置していますが、交通指導員やスクールガードリーダーの役割、職務について伺います。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

交通指導員の役割につきましては、児童、生徒が安全に登校できるよう見守ることや高齢者の交通法令の遵守を指導することとなります。

また、スクールガードリーダーの役割は、児童の登下校時の見守りのほか、学校周辺のパトロールや通学路における安全点検などになります。

交通指導員及びスクールガードリーダーは、登下校時の見守りと同時に、児童の様子を日々確認する中で、気になることが見受けられる場合は、学校や鯉沢警察署等の関係機関へ情報の提供をしております。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問です。私たち、桜新町見守り隊は、交通指導員と連携して通学指導等、見守り活動しています。交通指導員がいることで、4カ所の危険個所での見守り活動が来ています。ただ、残念なことに、今年度から交通指導員が2名から1名に減員されてしまいました。私たちの所で、1日おきに来てくれることになっています。交通指導員さんは、交通指導や見守り活動をするだけでなく、子どもたちのよりどころになり、相談相手にもなってくれる貴重な存在でもあります。スクールガードリーダーには定期的に交通指導や見守り活動に来ていただいています。

最後に通学班には、必ず学校まで付き添ってもらって感謝しています。子どもたちの日常の見守り活動を推進するためには、交通指導員やスクールガードリーダーの役割が必要不可欠です。これからも交通指導員やスクールガードリーダーの配置を継続していただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

防災交通課長 長澤康君

○防災交通課長（長澤康君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

子どもたちの安心、安全を担う大事な役割のため、今後も継続してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

どうぞ、よろしく申し上げます。3項目目の質問に入ります。最後の質問です。

子どもたちの見守り活動を推進していくためには、あいさつ運動の推進も必要です。青少年育成富士川町民会議では、あいさつ運動の推進の取り組みのひとつとして、昨年度まで年に6回、各小中学校の敷地内で子どもたちへのあいさつ運動をしてきましたが、今年度は、あいさつ運動の輪を広げるとともに、子どもたちの通学の様子を見守ってもらうことを目的に、通学路に立ってあいさつ運動を推進する計画でいます。子どもたちだけでなく、地域の皆さんにもあいさつと呼び掛けていく予定です。町としても、町ぐるみのあいさつ運動の推進に取り組んだらよいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

生涯学習課長 深澤千秋君

○生涯学習課長（深澤千秋君）

町ぐるみのあいさつ運動の推進についてのご質問にお答えさせていただきます。

町では、青少年育成富士川町民会議のご協力をいただきながら、小中学生を、主体とした朝のあいさつ運動を、新学期が始まる4月、青少年の非行問題へ取り組む全国強調月間となる7月、子ども若者育成推進支援強化月間となる11月など、年6回行っているところでございます。こうした中、青少年育成富士川町民会議においては、「朝のあいさつ運動」をさらに推進していくということのなかで、全体的に、町内全域で広められるよう検討していただいているところであります。今後も、各地区で行われている行事において「あいさつ運動」の啓発をお願いするほか、現状や課題の洗い出しをおこない、町ぐるみであいさつや声かけが浸透する方策を探っていきたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問申し上げます。最勝寺地区では、毎月の1日と15日を区民あいさつ運動の日と位置づけ、区民の意識を高め、あいさつ運動に取り組んでいるようですが、町としても、町民あいさつデー等を設定してより広くあいさつ運動を呼び掛けたいかがでしょうか。

○議長（井上光三君）

生涯学習課長 深澤千秋君

○生涯学習課長（深澤千秋君）

町民あいさつデー等の設定についてのご質問にお答えさせていただきます。

子どもたちの身近に住まれている地域の大人が、あいさつ運動の主体となって活動されている事例、また最勝寺地区の区民あいさつ運動の日の活動事例などを参考にさせていただくとともに、区長会や青少年育成町民会議、さらには関係機関等、あいさつの日々の制定やあいさつ運動の推進の手法について相談させていただきながら、町のみなさんにあいさつ意識の啓発が進むよう取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

再質問、最後の質問になります。あいさつ運動の推進を通して、子どもたちと地域の大人がふれあい、コミュニケーションの機会が増えれば、子どもたちの見守り活動の推進にも繋がり、子どもたちの健全育成にも繋がって行きます。1人では点での見守り活動、あいさつ運動しか出来ません。見守り活動をする人が、3人、4人と増えていけば線での見守り活動やあいさつ運動が可能になります。線が増えれば、面での見守り活動、あいさつ運動が可能になります。通学時だけでなく、帰宅時や土日にも、もっといえば先ほどながら活動という言葉も出ましたが、畑仕事や買い物に出かける時等など、普段の日常的で絶えることのない面での見守り活動やあいさつ運動が推進されていければ、地域で子どもたちの見守り活動、あいさつ運動の推進に繋がっていきます。地域の子どもは、地域で見守り、育てるという青少年育成町民会議のスローガンを民意化した取り組みになります。より多くの人たちに、子どもたちの生活に関心を持っていただき、子どもたちと触れ合い、日常的な子どもたちの見守り活動やあいさつ運動が推進される町づくりができればよいと思います。町長は、青少年総合対策本部長であります。子どもたちの見守り活動の推進、あいさつ運動の推進についてお考えを伺います。

○議長（井上光三君）

町長 志村学君

○町長（志村学君）

望月議員の子どもたちの見守り活動とあいさつ運動の推進についての質問にお答えをいたします。子どもたちの見守り活動につきましては、本当、全町内です、町全体で協力をしてもらうことが不可欠だと思います。今、これまでお話に出ました交通指導員、スクールガードリーダー、またボランティアによる交通指導員の皆さん以外に、町全体で子どもたちを見守る、こんな環境が必要ではないかなと思っております。あいさつ運動は、平成15年頃に、少子化、核家族化の進行から人間関係が希薄になっている、これを何とかしようという事で、県の教育委員会で、声かけあいさつ運動をやったらどうかという提案がありました。それから始まったんですが、最初の頃は、知らない人に声をかけるのも、知らない人が声をかけるのもですね、これは当時子どものたちの誘拐拉致事件もありましたから、そういうことはしないでしょうという申し合わせが出た最中ではありますが、高校生を学校の正門の前に全部並べて、大人があいさつしないのであれば、子どもからあいさつしようということで、何校かしたことがあります。今も、県の教育委員会の封筒には、「声かけあいさつ運動実施中」というのを全部出してあるはずであります。町といたしましても、これはあいさつ運動デーではなくて、1年中町民が子どもたちを見守られるような雰囲気を作りたいと思ってます。今、区民会議の中でも地域との連携ということから、学校の悩み事を聞いてるんですが、各学校のほうもですね、学校の課題を地域に出していただきながら、そして学校と家庭と地域が連携した取り組みがこれからは、さらに必要ではないかなと思っています。私どもも、昔は知らない人というか、怖いおじさんというのが地域にいまして、変な格好をして歩いていると、また、運動靴のかかとを踏んだりしていると、ちゃんと履けと言いながら怒られた人もいます。知恵がついた時には、そういう所は通らないようにして学校に通ったことも覚えておりますけれども、ぜひですね、これからの大人たちが、他人の子ともでも自分の子どものように指導できる、育成できるような大人を作って行きたいなと思ってます。富士川町の中でも、これから役場から出す封筒、できるものにはそういった、「声かけあいさつ運動実施中」というのをしながら、年間を通して子どもたちを町民全体で見守る、見守っていく行政を築いていきたいなと、こんなふうに

思っています。

以上です。

○議長（井上光三君）

5番 望月眞君

○5番議員（望月眞君）

子どもたちの健全育成を、町づくりのひとつの大きな柱として取り組んで行くことが私は必要ではないかと思っています。以上で質問を終わります。

○議長（井上光三君）

以上で、通告12番 望月眞君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれにて散会とします。

起立願います。相互に礼。ご苦労さまでした。

散会 午後 4時52分